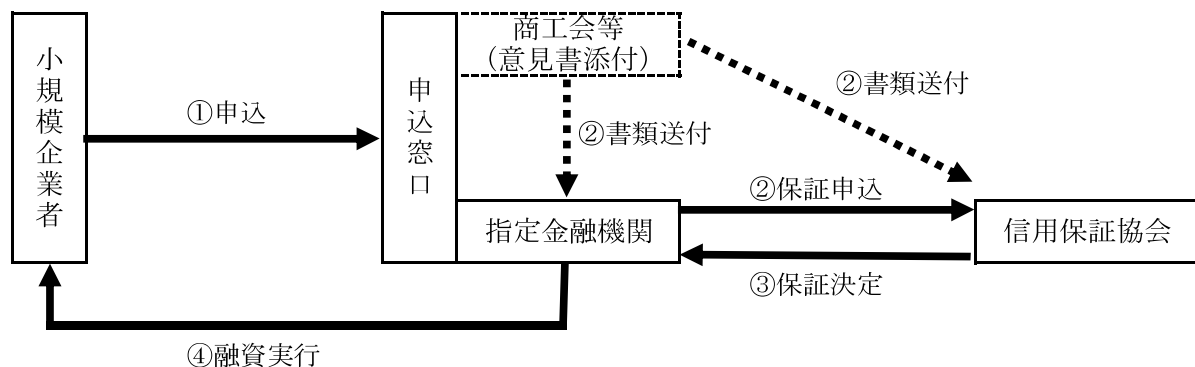


1 4 - 1 . 小口零細企業資金（普通貸付）

（１）融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている小規模企業者のうち、以下の要件のいずれかに該当するもの。 ①常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の会社及び個人 ②事業協同小組合（組合員の3分の2以上が保証対象事業を行う場合を含む） ③組合員の数が20人以下の企業組合 ④常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合 ⑤常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人								
資金使途	設備資金・運転資金								
融資限度額	2,000万円								
融資期間	設備資金・運転資金 10年以内（うち据置1年以内）								
融資利率	特別利率C <table border="1"> <tr> <td>1年まで</td> <td>年1.50%</td> </tr> <tr> <td>5年まで</td> <td>年1.80%</td> </tr> <tr> <td>7年まで</td> <td>年2.30%</td> </tr> <tr> <td>10年まで</td> <td>年2.50%</td> </tr> </table>	1年まで	年1.50%	5年まで	年1.80%	7年まで	年2.30%	10年まで	年2.50%
1年まで	年1.50%								
5年まで	年1.80%								
7年まで	年2.30%								
10年まで	年2.50%								
保証料率	保証料率E（年0.85%以内） セーフティネット保証 年0.70%								
返済方法	原則として毎月均等返済								
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乗せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。								
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）								
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行								
備考	・「小口零細企業保証制度」を適用した、責任共有制度対象外の資金です ・既存の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規融資に限ります								

（２）融資の流れ



1 4 - 2 . 小口零細企業資金（個人向け無担保無保証人貸付）

（１）融資条件等

融資対象者	小口零細企業資金（普通貸付）の融資対象である小規模企業者で、以下の要件を満たすもの。 ①融資の申込時において、保証協会から無担保・無保証人保証以外の保証を受けていないこと ②保証の申込みの日以前１年以上引き続き県内で同一事業を行っていること ③源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（障害者控除等により所得割がなくなった場合は均等割）のいずれかについて、融資の申込みの日以前１年間に於いて、納期が到来した税額があり、当該税額を完納していること。
資金使途	設備資金・運転資金
融資限度額	2, 0 0 0 万円
融資期間	設備資金・運転資金 1 0 年以内（うち据置 1 年以内）
融資利率	特別利率C 1 年まで 年 1 . 5 0 % 5 年まで 年 1 . 8 0 % 7 年まで 年 2 . 3 0 % 1 0 年まで 年 2 . 5 0 %
保証料率	年 0 . 7 0 %
返済方法	原則として毎月均等返済
担 保 等	不要
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行
個別の必要書類	源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割、（障害者控除等により所得割がなくなった場合は均等割）のいずれかについて、融資の申込みの日以前１年間に於いて、納期が到来した税額があり、当該税額を完納していることを証明する納税証明書
備 考	「無担保無保証人保証制度」を適用した、責任共有制度対象外の資金

（２）融資の流れ

